



滋 人 委 第 2 4 5 号
令和元年(2019年)10月15日

滋賀県議会議長 生 田 邦 夫 様

滋 賀 県 知 事 三日月 大 造 様

滋賀県人事委員会

委員長 西 原 節 子

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項および第26条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。